

租税特別措置法施行令の一部改正に伴う受託契約準則の一部改正について

平成 22 年 3 月 31 日
株式会社東京証券取引所

当取引所は、受託契約準則の一部改正を行い、平成 22 年 4 月 1 日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、本年 4 月 1 日付で租税特別措置法施行令が一部改正され、顧客が証券会社を通じて上場外国株の配当等を受領する場合には当該証券会社が源泉徴収を行うこととされることに伴い、上場外国株の配当等に関する調書の作成、提出等を行う者として取引参加者を追加するものです。

以上